

三朝町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 29 日

三朝町長

三朝町規則第 1 号

三朝町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則

三朝町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則（平成 29 年三朝町規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(能率給の額等)</p> <p>第 4 条 委員等の報酬に係る条例別表の予算の範囲内で町長が定める能率給の額は、次の各号により算出した額（<u>第 1 号及び第 3 号により算出した額に 100 円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた額、第 2 号により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた額</u>）の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>(実施要綱第 3 の 2 に基づき交付される当該年度の交付金の額) ÷ 2 ÷ (委員等の数)</u></p>	<p>(能率給の額等)</p> <p>第 4 条 委員等の報酬に係る条例別表の予算の範囲内で町長が定める能率給の額は、次の各号により算出した額（<u>当該額に 100 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた額</u>）の合計額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>(実施要綱第 3 の 2 に基づき交付される当該年度の交付金の額) × (当該年度における当該委員等の活動した日数) ÷ (当該年度における全ての委員等の活</u></p>

<p>(3) <u>{(実施要綱第3の2に基づき交付される当該年度の交付金の額) - (前号の規定により算出した全ての委員等に係る合計額)} × (当該年度における当該委員等の活動した日数) ÷ (当該年度における全ての委員等の活動した日数)</u></p>	<p><u>動した日数)</u></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三朝町農業委員会委員等の能率給の支給に関する規則の規定は、平成30年度に係る能率給の支給から適用する。